○国土交通省告示第七百六十一号

公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）第三十二条第一号の規定に基づき、公有水面埋立法施行令第三十二条第一号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示（平成二年運輸省告示第百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表第一宮城県の項乙号港湾欄中「石巻」及び「松島」を削る。

○国土交通省告示第七百六十二号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年五月二十八日に次のとおり認定したので、第四十一条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十五年八月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

株式会社大宮自動車教習所

二　主たる事務所の所在地

茨城県常陸大宮市下村田二五一八番地

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第七百六十三号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年五月二十八日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十五年八月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

株式会社大宮自動車教習所

二　主たる事務所の所在地

茨城県常陸大宮市下村田二五一八番地

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第七百六十四号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる一般講習を行う。以下同じ。）

運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習

1　名称

株式会社大原自動車学校

2　主たる事務所の所在地

岐阜県多治見市幸町七丁目二十九番地の一

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習

四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習

1　名称

株式会社大原自動車学校

2　主たる事務所の所在地

岐阜県多治見市幸町七丁目二十九番地の一

3　講習の種類

基礎講習

○国土交通省告示第七百六十五号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年六月十四日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年八月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称

株式会社大原自動車学校

2　主たる事務所の所在地

岐阜県多治見市幸町七丁目二十九番地の一

3　講習の種類

基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習

1　名称

株式会社大原自動車学校

2　主たる事務所の所在地

岐阜県多治見市幸町七丁目二十九番地の一

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習

1　名称

株式会社大原自動車学校

2　主たる事務所の所在地

岐阜県多治見市幸町七丁目二十九番地の一

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習

四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習

1　名称

株式会社大原自動車学校

2　主たる事務所の所在地

岐阜県多治見市幸町七丁目二十九番地の一

3　講習の種類

基礎講習

○海上保安庁告示第百五十一号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年八月一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	直江津港帝石シーバース灯
位置	
所在地	新潟県直江津港（国際石油開発帝石直江津ＬＮＧ桟橋中央）
北緯	三七－一二－二三
東経	一三八－一六－一四
灯質	モールス符号白光　毎八秒にＵ（・・－）
光達距離	実効光度一、四〇〇カンデラ　一〇・〇海里
明弧	全度
高さ	平均水面上から灯火まで二八メートル
点灯年月日	平成二十五年七月九日